

専決処分について（立川市学校運営協議会委員の任命について）

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 12 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

立川市学校運営協議会設置規則（平成 30 年立川市教育委員会規則第 6 号）第 7 条第 1 項の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市学校運営協議会委員の任命について

令和6年7月12日

立川市教育委員会

教育長 栗原 寛

立川市学校運営協議会委員の任命について

次の者を立川市学校運営協議会委員に任命する。

(1) 任命する委員の氏名等

(ア)氏 名 勝見 俊也

(イ)対象学校 市立第八小学校

(ウ)選出区分 学校の運営に資する活動を行う者

(2) 任命年月日 令和6年7月1日

(3) 任期満了年月日 令和7年5月31日